

原子力規制委員会記者会見録

- 日時：平成30年2月14日（水）14：30～
- 場所：原子力規制委員会庁舎 記者会見室
- 対応：更田委員長

<質疑応答>

○司会 定刻になりましたので、ただいまから原子力規制委員会の定例会見を始めます。

皆様からの質問をお受けします。いつものとおり、所属と名前をおっしゃってから質問の方をお願いいたします。

それでは、質問のある方。オガワさんからどうぞ。

○記者 朝日新聞のオガワです。よろしくお願いします。

今日の定例会でも一部触れられていたと思うのですが、浜岡の議論に関して、浜岡だけではなく、アズイズの図面がないということがほかのサイトでも確認をされていて、非常に重く受けとめていらっしゃるかと思うのですが、改めてこういうアズイズの図面がないということをどのように受けとめていらっしゃるのかということと、どのように改善すべきかということをお尋ねいたします。

○更田委員長 一言で言って、今ある時点での最新の図面、構造を把握しているということと「アズイズ」という言い方をしていますけれども、範囲にもよると思うのですね。私たちが最も重視しなければならないのは、安全にかかわる安全上重要な施設に関して、これに関しては常に最新のものを。

というのは、実際問題として、福島第一原子力発電所事故のときに痛い目に遭ったのです。実際、中の細かい構造、細かなくても構造であるとか、あるいは実際、何とかして水を注入しようとしているときに、何しろ現場が即座に把握できないということは非常に大きなダメージを持ちますし、それから、例えば、もちろん炉心に入っている燃料はともかく、使用済燃料プールに入っている燃料の構成であるとか、どういう燃焼履歴のものがとか、そういった今ある状態をどれだけ捉えているかというのは、万一の事故があったときにももちろん重要であるし、それから、日常の運用や設備の管理の上からも重要なことは間違いないと。

ただし、隅から隅まで全部、私たちが目を光らせるというよりは、やはりここは張りをつけて、先ほど申し上げた安全上重要な機器については、きちんとFSARという制度に基づいて届け出をしてほしいと。これは繰り返し言っています。

一方で、最近いろいろ日本原燃であるとか、浜岡であるとかで起きている事象というのは、それよりも外側の話ではあるけれども、ただ、やはりいくつもの事象、いくつもの不適切な物の管理やふぐあいの在り方のもとに、施設の現状をきちんと事業者が捉えていないということが共通してありますし、今回の場合なんかは、貫通部がないかどう

か探しに行ったわけで、探しに行ったときに、現状と違う図面で探して貫通部を見落としたなんていうのは、何のための図面であり、何のための現場管理なのかということなので、これは中部電力、重く受けとめてほしいと思っていますし、本件にかかわるものだけではなくて、アズイズの状態をきちんと把握しているということは、安全だけではなくて、円滑に事業を遂行する上でも意味のあることなのだから、きっちりとやりましょうねと。

きっちりやりますという答えをもらってから、またこういうことが続いているようにも思うので、これはちょっと改めてもう一回言っておかないとというのが今日の委員会での発言につながったわけです。

○記者 ありがとうございます。

○司会 御質問のある方はいらっしゃいますか。では、共同さん。

○記者 共同通信のナガイです。

日曜日に更田委員長が玄海原発の方を視察されたときの、その後の自治体との会合の場で、安定ヨウ素剤のUPZ内の配布の効果について、検証が必要だ、あってもいいという御発言があったのですけれども、具体的にどういった点を検証した方がいいと思うのか、改めて教えてください。

○更田委員長 一言で言って、安定ヨウ素剤の役割と、どういった状況下で安定ヨウ素剤が効果を発揮するのかということが、これはもう今までも繰り返し説明なり、理解を求めようとしてきているわけですが、やはりまだ明らかにその理解が浸透していない状況があると思っています。

特にUPZの場合、希望される方への配布が済めばいいわけですが、安定ヨウ素は服用のタイミングもあるし、それから、副作用だってあるし、そういった意味で、安定ヨウ素を飲む、飲まない、そして、飲むことがどういった状況下で効果を上げるのかということについて、改めてうまい説明の仕方が考えられないかなという意味での発言をしました。

戻ってから幾人かと少し話をしましたけれども、具体的にどういう形にするかというのは、今、中で考えているところです。

○記者 例えば、放射線審議会で議論してもらおうとか、そういったことはあるのでしょうか。

○更田委員長 そこまで大げさな話ではないと、今の時点では思っています。

○司会 ミウラさん。

○記者 読売新聞のミウラです。よろしくお願いします。

先日、一部報道で、食品に含まれる放射性物質の基準、原子力規制委員会が放射線審議会に諮問する形で見直しを検討するというような趣旨の報道でしたが、おそらく福島

の方を更田委員長が訪問されて、自治体の首長さんとお話ししたその内容が元というか、ヒントになっている報道なのかなと思ったのですが、今の時点で食品の放射性物質の基準について、委員長の考えるところがあれば、ちょっとお伺いしたいのですが。

- 更田委員長 これはこれまでもお話をしていますけれども、食品の安全基準に関しては、少なくともどのぐらいの量が、汚染されている可能性のあるものがどれだけ流通しているかというような仮定の違いによっても、その値は異なってきますけれども、国際基準、各国がとっている、諸外国がとっている基準に比べると、とんでもなく保守的な値であって、これは国際会議等に行きますと、各国から、正直言って、さんざんな言われ方をします。私たちは基準を定める当該機関ではないので、外へ出たときに、海外へ出たときに、答えようがないといえれば答えようがないのですけれども、非常に保守的ではある。

一方で、今の状況下において、その非常に保守的な基準に対して確認作業が行われているという状況が、ある意味では、産物を守っている形になる場合もあると。ですから、純粹に科学的な議論だけから導き出せる値ではなくて、やはり農産物、水産物といった産物を守ろうという側面がありますので、消費者の方の健康影響という方からだけ見たら、私は過剰に厳しい値だと思っていますけれども、ただ、この食品基準の見直しは、特に福島県における農産物、水産物の消費者に対する印象であるとか、そういったものにどういった影響を与えるかというのは慎重に考えなければいけないところなので、どういった見解かといえれば、消費者や消費する方々の健康を守るという観点だけから見れば、非常に保守的で厳し過ぎる値だと思っていますけれども、今、見直しに動くことが福島県にとっていいのか、悪いのかということは、これは慎重に考えなければならぬと思っています。

どのぐらい保守的なのかという議論をすることに、ひょっとすると意味があるのかもしれないけれども、これもかえって無用な論争を巻き起こして副作用を生む可能性もあるので、殊に食品にかかわることなので、これは慎重であるべきだろうと思っています。

大まかに言って一桁保守的だと思いますけれども、これは現に福島県でいろいろな方とお話しして、過剰に厳しい食品基準に対して、さいなまれているとか、そういった直接の声が非常に強くあったわけではなくて、ですから、そういった意味で、今の時点で見直しの議論をすることがメリットがあるか、デメリットがあるか、これは広く議論をしなければならないと思います。

もちろん放射線審議会は、自らそういったポイントについて議論をする権限をお持ちですので、議論を妨げるつもりは毛頭ありませんけれども、また繰り返し私としても非常に保守的であるということは申し上げていますので、具体的なステップであるとか、こういった検討をとということを考えているわけではありません。

- 記者 それに関連してなのですが、仮に、あってはならないことですが、また福島第一原発事故のようなことが起きた場合、やはりキログラム当たり100ベクレルという、一

桁小さい非常に保守的な値が適用されて、流通の規制などが行われることになってしま
うわけですが、あってはならないのですが、もし同様の重大事故が起きることに備えて
これを見直しておくという、そういう必要というのはないでしょうか。

○更田委員長 あってはならない重大事故がもしまた起きたときに、今の基準が厳し過ぎ
ると困るから、緩めておいた方がいいのではないかと、そういう御質問ですか。

○記者 ちょっと誤解を招く聞き方だったかもしれませんが、今は福島県の人々、関係者
の方々の努力でこの厳しい値でもクリアできていますが、やはり健康の面で非常に過剰
に保守的というのであれば、今後を見据えて見直していく必要というのはあるのではな
いかと。

○更田委員長 長期的に見れば、おっしゃるとおりかもしれません。それは次の事故に備
えてではなくて、むしろ事故の影響、事故から時間が経過しているので、見直すという
ことは。つまり、いつまでも放っておいていいというものではないだろうと思います。
やはり風評被害は最もおそれるものであって、風評被害のおそれが今よりも少ない状況
だと見られるようになったらば、もちろん改めるべきものは改めていくということは重
要であろうと思いますけれども、今、一番大切に考えなければいけないのは、非常に保
守的な基準によって厳しい条件下に置かれている福島生産者に対する悪影響が出な
いようにと考えることが非常に重要なので、いろいろな意味で、少し時間がかかるので
はないかと私は思っています。

○記者 ありがとうございます。

○司会 ナガノさん。

○記者 新潟日報のナガノと申します。

東京電力・柏崎刈羽原発についてお伺いします。先般なのですけれども、6・7号機
のフィルタ付きベントにつきまして、これは東京電力の解析で、地震で液状化した場合
に、ベントの基礎を支える杭が曲がるなどの損傷が与えられるおそれがあることがわか
りました。東京電力は地盤改良など対策工事を計画していると言うのですけれども、そ
の終了時期は未定だという状況です。改めて、更田委員長、柏崎刈羽の審査を指揮され
ましたけれども、こうした事態の受けとめと、あと、今後の工事計画認可の審査なので
しょうか、後段の審査への影響はどうお考えでしょうか。

○更田委員長 これは、私は新たにわかったことだという受けとめをしていなくて、も
ともと設置変更許可の段階から地盤の強度に足りないところがあれば地盤改良すること
は視野に入っていたし、当然、地盤の強度に関しては工事計画認可の中で確認すること
になっていたので、設置変更許可の段階から何も状況は変わっていないと思っています。
むしろ東京電力の説明の仕方が、今回のことに関して言えば、何かまずい対応をしたの
かなと想像しています。直接彼らの対応を見ていないからわからないですけれども。
元々、フィルターベントに限らず、新たに設置する全ての設備に対して、地盤の脆弱性

が認められれば、地盤の改良なりをして、地盤が十分な強度を持っているかということは工事計画認可の中で確認をしていきますから、必要であれば地盤強化のための方策をとってもらうことはわかっていたことなので、新たな事態を迎えたとは全く思っていないくて、予定どおりやるというのが現在の認識です。

- 記者 わかりました。審査の経緯ですけれども、元々荒浜側の防潮堤は液状化の影響を受けて使えなくなるというのがあったときに、その前段として、より地盤の深いところを調べたらどうだと、規制庁側から言って、そういう事態が発覚したという経緯は認識しているのですけれども、多分、そのお話の関連だと思えるのですけれども、そうであるのならば、設置変更許可の審査のときに、重要施設に与える液状化の影響をもう少し丁寧に見ていったら、こういう問題は、そもそも設置変更許可の審査の中でわかったのではないかと思うのですけれども。
- 更田委員長 ちょっと御質問の趣旨を図りかねますけれども、設置変更許可の段階で工事計画認可がカバーすべき範囲を先取りしておくことの必要性は必ずしも感じていなくて、重要施設を設置するところの地盤の強度に関しては、工事計画の中で、決して工事計画の方が緩いわけではありませんから、きちんと見ていくし、さらに確認が不十分であれば、より精緻な確認を求めていくこととなりますし、これは何ら変わらないというのが私の答えです。
- 記者 わかりました。もう一点なのですけれども、先ほど更田委員長からもお話ありましたけれども、情報発信の在り方で、東京電力が非常に後ろ向きな状況で今回の問題が発覚したという経緯がありまして、県知事ですとか、元首長にもまた改めて不信感が強くなっておりまして、東京電力は、地元優先、安全第一ということで設置変更許可の審査は合格したわけですけれども、改めて、こうした東京電力の対応についてはどうお考えでしょうか。
- 更田委員長 やや一般論ですけれども、情報を受け取る側がどのように感じるのかということに関して、より神経を使ってほしいと思います。特にフィルターベントに関して言えば、BWRで初めて設置変更許可を受けたということで、PWRの特定重大事故等対処設備の一部としてのフィルターベントとは異なって、本体設備としてのフィルターベントで当然注目も集まっているし、荒浜は防潮堤で液状化の問題は大きな議論であったことだし、ここにかかわる情報を発信するときに、自分たちの理解で正確であるからという発信の仕方ではなくて、情報を受け取る側が正確に受けとめられるように、きちんと考えるべきであったと思います。私は、繰り返し申し上げるように、報道との対応ぶりについて直接知っているわけではないのですけれども、一部伝えられるところによると、やはり責任ある人のやや軽率な発言があったように聞いていますので、1F事故の当事者の事業者なのだから、もっともっと自分たちの一言がどう受けとめられるかを慎重に考えてほしいと思います。
- 記者 ありがとうございます。

○司会 ほかにいらっしゃいますでしょうか。ミヤジマさん。

○記者 『FACTA』のミヤジマです。

今日のIRRSの輸送の規制のところは、聞いていて非常に後味の悪い内容だったと思うのです。結局、国交省というのは、自らが規制当局であるところもあって、本来、ここが総合調整機能を持っているはずなのだけれども、ああいうことを規制委員会でやっていて、やれたのかなど、10何人来ていてですね。あんなのは規制委員会に出る前にちゃんと形を整えるのが役所の仕事でね、私は全然理解できなかったのですけれども、あれは調整不足ですかね。

○更田委員長 調整不足というよりは、各省庁それぞれ、個々の省庁における仕事の優先順位はそれぞれのところで決められていて、想像ですけれども、やはりマンパワーの問題なのだと思います。今、IRRSのセキュリティに絡むものであるとか、原子力関連で国土交通省がより優先させるべき制度改正であるとか、そういったものに取り組んでいるところであって、国土交通省は国土交通省として仕事の優先順位を考えて、また、それに割り当てられる要員を考慮して、今回のIRRSに相乗りできないという判断をされたのだと思います。IRRSのフォローアップを受けるという点だけを捉えると、それはもちろん国土交通省も加わって、輸送方法も含めてやれるとよかったとは思いますが、ただ、国内で整備しなければならない基準や規則というもののほうが、国際的なレビューを受けることよりも優先されてしまうのは、ある意味、仕方ないところだと思っていますし、他の省庁の仕事の優先順位に介入してまで求めなければならないほど大きなことだとは受けとめていないのです。

○記者 あともう一つは、検査官制度の4月からの、これからは原子力勉強庁というぐらいすばらしく体系立ったというのでしょうか、しかし逆に、新入社員が20人とか、それぐらいの役所でこれだけのものを備えた場合、そのインフラはもう少し共有できるものがあるのではないかと。ここまでやるのだったら開放した方がいいのではないかという気がするのですけれども、これをどう運用していかれるのか、委員長のお考えを伺いたいですね。

○更田委員長 そうですね。人材育成については、うまく規制庁の外とも協力することはとても重要だと思っています。ただし、一方、規制当局ならではの内容がありますから、これはどうしても自分たちでやらざるを得ない。例えば、検査に関するところはNRCのものをそのまま持ってきたと人事課長が説明していましたが、人数に全然開きがありますしね。ですから、それだけのものを運用するのは、おっしゃるとおり大変だろうとは思いますが。

これは原子力規制委員会、規制庁に限ったことではないと思いますが、質の高い仕事をするためには十分な人が要するということがとても重要で、今はたしかUSNRC、順位として真ん中ぐらいになってしまいましたけれども、かつてはNRCがアメリカのエ

ージェンシーの中で最も人気のある職場だったという時期があります。数年前ですが、そのときには、ちょうどアメリカで新設の議論が盛り上がったために要員をわあっと膨らませた時期だったのですけれども、今、物すごく首切って、物すごく小さくなるようにしていますが、当時は広がろうとしていたところだったので、なぜNRCがエージェンシーとしてこんなに人気があるのだろうかと言われたときに、トップで挙がってきたのが、人の数が十分いるからだ。つまり、忙し過ぎないし、自分が欠けてもかわりがいる、自分のペースで仕事ができる、余裕を持って仕事ができる、それから、待遇がよいという要件が挙げられていました。

ですから、組織にとって、ある責務を果たそうとするときに、十分な要員がいるということは非常に重要だと思いますけれども、一方で、私たちも、これは規制ではないですけれども、政府職員の定員に関しては制限がありますし、また、定員を満たすための努力も大変なものですので、これは見る人によっては遠大な計画だと思われるかもしれないけれども、かといって諦めるわけにはいかないの、一步一步努力を重ねるしかないだろうと思います。

○司会 よろしいでしょうか。ドイツさん。

○記者 電気新聞のドイツです。

先週金曜日の地震・津波関係の審査会合で東北電力の東通原子力が議題になりまして、そこで敷地内の2つの断層につきまして、m-a、電力側は活動性を否定するスタンスを維持したまま、上に建つ重要施設の方を移設するという考えを示しました。それから、f-1の方は、活動性を否定している事業者の主張への理解が広がってきたのではないのかなという印象を持っています。これで東通原子力の敷地内の懸案事項は徐々に解消されてきたような方向に向かうのではないかとも思うわけですが、その点について、委員長の感想なり、御見解がありましたらお願いいたします。

○更田委員長 まず、前段について言えば、活動性を否定するだけの十分な立証をするか、ないしは、これはあくまで東北電力の選択の問題ではあるけれども、疑われる断層の上に重要施設を置かない。東北電力は立証できないとは言わないけれども、立証するリソースや時間を考えたときには、設備を移築する方がという選択をした。これは事業者の裁量の範囲内ですので、私たちは、そういった選択をとるのであれば、それはそういった申請だということを受けとめて、これから審査を進めていきます。

後半のf-1については、これからまだ審査をしていくところであるので、活動性を否定するだけの十分な立証がなされれば、今、電気新聞の方がおっしゃった方向になるかもしれないし、きちんと立証できなければ別の判断ということになるし、これはまさに今、審査中だということです。これは東通に限りませんが、事業者が事業者の主張をきちんと立証できるのであれば、そしてそれが十分なプロセスを経て説明責任が果たされているのであれば、当然、私たちは受け入れるし、それが不十分であれば許可ができ

ない、非常にすっきりしたことだと思えます。東通はとにかく取水口周りの方に関しては事業者がそういった判断をした、これは事業者の裁量の範囲でありますし、f-1についてはこれから枢要なところの審査をすることになると思えます。

○司会 よろしいですか。それでは、本日の会見は以上としたいと思います。お疲れさまでした。

—了—